

高岡市技能功労者表彰規則に定める表彰候補者推薦要領

平成17年12月16日

1 推薦候補者の範囲

本市に住所を有し、多年にわたり技能関連職業に従事する者

2 推薦候補者から除外する者

- (1) 叙勲及び褒章並びに卓越技能章を授与された者
- (2) 知事表彰を授与された者
- (3) 市功労者表彰（旧高岡市民功労賞含む。）を授与された者
- (4) 旧福岡町功労表彰（合併前の福岡町表彰条例第3条）及び旧福岡町産業祭表彰を授与された者
- (5) 高岡市伝統工芸産業技術奨励規則（平成17年高岡市規則第137号）及び高岡市伝統工芸産業技術者表彰規則（平成17年高岡市規則第202号）に基づく受賞者及び受賞対象者

3 推薦基準

- (1) その者の有する技能が優れていること。
- (2) 満50歳以上の者で、かつ、現在従事している職業に20年以上の経験を有しているものであること（年齢及び経験年数の算定は、4月1日現在で行うこと。）。
- (3) 技能を通じて商工業の発展及び後継者の育成に寄与した者又は技能に関する工夫改善により生産性の向上に寄与した者であること。
- (4) 勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者であること。

4 推薦者

市内の産業別又は職種別団体等の代表者

5 表彰方法

- (1) 表彰は、賞状等を授与する。
- (2) 受賞者が、表彰前に死亡したときは、賞状等を遺族授与する。

6 推薦手続

技能功労者表彰候補者推薦書（様式第1号）、個人調書（様式第2号）により市長に推薦する。

附 則

この要領は、平成17年12月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。